

# 苫小牧市教育委員会会議録

会議区分	苫小牧市教育委員会 第 7 回 定例委員会
日時	平成25年5月29日 自 15時 至 16時55分
場所	苫小牧市役所第2庁舎2階会議室
出席委員	委員長 上原 毅 委員 佐藤 郁子 委員 佐藤 守 委員 植木 忠夫 委員 和野 幸夫
欠席委員	
会議録署名委員	植木 忠夫 委員
会議録作成職員	総務企画課総務係主事 田中 亮太
事務局職員	学校教育部長 澤 口 良彦 スポーツ生涯学習部長 生水 賢一 学校教育部次長 戸村 真規 スポーツ生涯学習部次長 木戸 克史 指導室長 中川 恵介 青少年課長 宮嶋 紀子 中央図書館長 瀬能 仁彦 指導主事 丹野 靖彦 総務企画課長 斉藤 拓也 総務企画課総務係長 下濱 辰哉 総務企画課総務係主事 田中 亮太
会議案件	別紙のとおり
会議の経過概要	別紙のとおり

1	委員会開会の宣言（上原委員長） … 15時
2	会議録署名委員の指名（植木忠夫 委員）
3	教育長の報告
	<p>記録に残る随分寒い連休も終わりました。各学校では、年度当初の学校経営上の準備や体制づくりも一段落をしております。これからは、体育祭、運動会、修学旅行等の1学期の充実期に入ったといえます。仲間意識ですとか、子ども同士若しくは教師と子どもとの信頼関係を築く大事な時期といえます。先程の校長会でもこの点を意識した学校経営をお願いをしたところでございます。それでは4月25日の定例教育委員会から今日までの経過について報告をさせていただきます。4月25日に文化団体協議会の総会が文化会館で開催をされております。4月30日には教育センターで本市の学力向上推進委員の委嘱を行っております。また、同日に小中学校教頭会の歓迎会も開催をされております。お忙しい中各委員の皆様におかれましては出席をいただき大変ありがとうございました。5月2日に市民会館小ホールにて胆振教育局より公立高校配置計画の説明がございました。それぞれの立場での主張があり、中には、胆振局に対する学校管理職の人事についても議論が及んでおりました。5月6日には302名の青少年指導員の委嘱を行っております。5月10日から15日までの間に第10回臨時市議会が開催をされております。今後2年間の市議会の体制が決まりました。文教経済委員会では矢島議員が委員長、谷川議員が副委員長として新体制で臨むことになっております。また、この議会で、補正予算の専決処分について報告をさせていただきましたが、事故の原因などについて、厳しい御指摘を受けたところでございます。5月16日に稚内市で北海道都市教育委員長会議春季定期総会が開催をされ、立川北海道教育委員会教育長が教育行政説明を行っております。学力の向上、体</p>

力向上、特別支援教育、いじめ、体罰、服務規程などについて方針の説明がございました。地域や家庭が一体となったより良い学校づくりに対して、山積する課題、解決に向けて北海道としても汗を流すという決意も述べられておりました。この教育長会議の論議の中で、北海道教育委員会のあり方について、1つは、全国学力学習状況調査に対して、北海道が作成したパンフレットのあり方について、調査の目的を逸脱しているのではないかという指摘もございました。2つ目は、昨年実施いたしました服務規程での調査などを含めて、北海道教育委員会発出の調査が最近非常に多くなってきていること、また、学校経営の体制づくりの忙しい時期である4月にこれが集中していることに対して、配慮を教育長として求めておりました。また、「局からの上意下達であり、教育長会議から北海道に申し出をするルールを作るべきである。」という意見も出されております。今後も色々と調査が行われると思いますが、大切なことは調査をどのように生かすかでありまして、目的が明確にされないままの調査も私としては多いような気がしております。最後に、今週の27日に委員長と出席をいたしました。胆振管内教育委員会会議連絡協議会総会が胆振教育局で開催をされ、平成24年度の事業報告と決算、そして、25年度の事業計画と予算案が承認をされました。会長が鶴川町長谷川教育委員長、副会長が伊達市守屋委員長と豊島安平町教育長となっております。

(上原委員長) 何か御質問等ございますか。

(佐藤守委員) 4月から始まりました新1年生、中学校などでは入学後不登校が始まるという子が増えるという情報も聞いておりますが、そのような情報は教育長のところに入っておりますでしょうか。

(教育長) 不登校については、昨年に比べ若干ですけど何人かは増えております。仮に小学校6年から不登校であれば、それが継続して中学校でも不登校になっているという課題もあります。5年から6年においても、不登校児になっている課題もありますので、そういう意味では、各学校で色々と対応はしているのですが、継続した対応も必要になると考えております。大事なことは、学年が上がったときに学習課題

が解決できなくなって新規に増えるという場合もありますので、そこについては、できる限り、教員を交えて対応して、不登校をなくする、新規の不登校をなくするという動きも必要だということで、指導室を通して色々をお願いをしているところであります。

(上原委員長) 他にございますか。

(一同「なし。」の声)

#### 4 議 案

##### 第1号 苫小牧市立中央図書館への指定管理者制度導入について

(中央図書館長) —「中央図書館への指定管理者制度導入について」の説明—

(上原委員長) 質疑に付します。

(佐藤郁子委員) 指定管理者制度導入による経費削減額についてですが、蔵書整備費の増額として12,000千円というのが当てられておりますが、これは可能な額として考えてよろしいでしょうか。

(スポーツ生涯学習部長) 現在の中央図書館の図書購入費は、本市と同等規模の全国の自治体と比べましても、大変低い数字になってございます。それで12,000千円増額しても全国平均に及びませんが、蔵書整備の実現のためにこの額は増額したいと考えてございますので、御理解をお願いしたいと思います。

(佐藤守委員) 指定管理者制度導入に伴うということで、先月釧路の方に指定管理者が管理する図書館を視察させていただいたのですけれども、そこの館長のお話としまして、「職員の定着率が悪いのではないか。」という御質問をいたしました。その質問に対して館長の答えは、「やりがいがあって、職員が自発的に色々な提案をして、

今まで以上にやりがいが増えて楽しくなったということで、定着率が90%くらいである。」というお話を伺いました。そういうような指定管理者であれば、定着率が良くなるのではないかなと思っております。もう1つ心配しているのが、よく言われる官製ワーキングプアということで、「人件費を下げることによって指定管理者の経費節減につなげるではないか。」という御意見が聞かれます。その辺をワーキングプアにならないような手当てをどのように考えられているかというのが、1つ目の質問でございます。2つ目が、苫小牧の図書館というのは、他の図書館と違いまして、複合施設になっています。図書館とサンガーデンが指定管理者になったような場合に、別々の指定管理者の方が管理されるような形になると思うのですけれども、そういった場合に不都合が起きないのでしょうか。また、各コミセンにも図書コーナーがございますけれども、そこも違う指定管理者が管理されているということですので、不都合が生じないのでしょうか。また、複合施設ですので、他市とはまた違って、相乗効果といったものも期待はできるような気がするのですけれども、その辺はどう考えられているのかお聞きしたいと思います。

(スポーツ生涯学習部長) 釧路図書館での職員の定着率は、非常に高いものと私もお聞きしてございます。先程御説明させていただいた指定管理者制度導入による経費において、基準管理費用に適正な人件費の提示をすることにより、労働基準法や最低賃金法など関係法令を遵守させ、また、経営基盤がしっかりした者を選定することで、適正な雇用が行われ、職員の定着率も高くなり、官製ワーキングプアの発生も防げるものと考えてございます。2点目のサンガーデンとの複合施設、それとあと各コミセンにおける図書コーナーとの連携の問題でございますが、現在も市と指定管理者、それぞれの施設の指定管理者との連携は、良好に図られてございます。この図書館の指定管理者制度の導入された場合にいたしましても、その関係は維持されるものと考えてございます。また、民間と民間同士の連携になりますので、更にそのお互いの発想によるより良い連携、それともう1つは我々の発想をし得ないような相乗効果を期待できるものと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

(植木委員) 目標とする図書館像大きく3点、それから、これからの取組方針という
ことで大きく3点記載されているのですが、これらのことについて、いわゆる指定管
理者制度を導入することによって全て実現が可能なのかどうかお聞きをしたいと思
います。
(スポーツ生涯学習部長) 指定管理者制度導入することによります費用の削減効果に
よりまして、先程お話いたしました蔵書整備ですとか、利用時間の拡大、開館日の拡
大などが可能になると考えてございます。また、民間業者のノウハウを生かすこと
で、レファレンスサービスの更なる向上ですとか、ICTを活用した図書館サービ
ス、全ての学校との連携の充実が充分可能であると考えてございます。
(教育長) 図書館のサービス、それから市民、学校との連携が可能であるということ
を説明されていますけれど、もう少し具体的な説明をいただきたい。それともう1点
これは質問になるのか、何なのか、ちょっとお話をしたいのは、いわゆる指定管理者
導入に対する財政論みたいな考え方についてです。厳しい財政状況だということの
考え方なのですが、私の感想も含めてですけれど、この厳しい財政状況という
のは、2通りの考えがあると思うのですよね。1つは、本当に、いわゆる平成16年
度の三位一体改革などから、地方交付税が苫小牧であれば10億円くらいの削減にな
ったと、いわゆる一般財源ですけれど、そうなる厳しい財政状況、という発言をし
ます。それは、明日の予算を作られない、9月、来年、再来年の予算を作られない、
そういう状況での厳しい財政状況という発信があります。それともう1つ、今大事な
ことは、そのもっと先、5年とか10年とか20年くらいの、都市経営なり自治体経
営を考えたときに、厳しい財政状況といっている場合と2通りあるのですけれど、今
回の指定管理者の導入については、私としては、両方の考えがあると、10年後20
年後のことで想定をするならば、少子高齢化はますます厳しくなっていくと思いま
す。そうなる、ちまたでいうのは、社会保障費が増えるということだけの発言です
けれど、それともう1つ大事なことは、税収が落ちることです。高齢者が増
えれば年金は増えるけれど、ペースが変わらなければ、給与所得者が減りますから、

<p>そうしたら平均所得が下がる、そうすると税収が下がる、そういうような厳しい財政状況を想定して、今私達がやらなければならないのは、そういうことを見込んで、いわゆるランニングコスト・管理経費などの削減できるものは、実施していかなければならないという、厳しい財政状況の認識。どの観点に立っているのかということは、どこかで整理する必要があるだろうと思っていますので、その辺の考え方、両方とい</p>
<p>えば1番良いのでしょうけれど、その考え方の整理をするべきだし、そういう発信もするべきだと思いますので、その辺についても、御意見をいただきたいと思います。</p>
<p>(スポーツ生涯学習部長) 具体的な図書館像などについてのもう少し具体的な説明、あと学校とかとの連携の具体的な内容でございますが、まず、目標とする図書館像につきまして、今後は関係機関や団体等などに対しまして図書館側から積極的にアプローチをさせていただきます。また、学校からの要請に協力することで、様々な取組を</p>
<p>充実させる必要があると考えてございます。例えば、郷土資料や行政資料を更に充実させることですか、スクールメール便ブックちゃんを含めまして、更に充実させることですか、更に学校への団体貸出しの図書を、学校からの要望にこたえまして図</p>
<p>書館側がPRをしていくこととか、そういった取組によりまして、図書館が情報や様々な支援の拠点になればいいと考えてございます。また、事業者の提案になります</p>
<p>けれども、市民が利用しやすく役に立つ図書館として、例えば、1階にレファレンス専用の職員による専用デスクを設けたりですか、レファレンスサービスを充実させることとか、施設の有効活用により飲食可能なリラックススペースを作ること</p>
<p>か、民間事業者を生かして市民のニーズにこたえることができる、また、更に市民が気持ち良く利用できる図書館を作っていきたいと考えてございます。2点目の、厳しい</p>
<p>財政状況についての考え方でございますが、少子高齢化によりまして、労働人口の減少による税収の減少ですとか、高齢化により福祉・医療費にこれからどんどん市税</p>
<p>を投入していかなければならないこと、図書館に指定管理者制度を導入する理由の目的の、第2の厳しい財政状況ということをいつもいっておりますが、「将来的な自治</p>
<p>体経営、これをいかに持続可能なものにしていくか。」という視点で指定管理者制度</p>

導入することによって、行政経費をいかに効率的に使うか、少ない予算と少ない人でいかにサービスを充実させるかという視点で、図書館の指定管理者制度を提案させていただきましたので、御理解をいただきたいと思います。

(教育長) 結局お金が前面ではなくて、ずっと論議しているのは、市民のための図書館を作るということで、お金がなかなか捻出できない、将来的にも捻出できないという状況があるから、そのためには、指定管理者を導入するというその基本的なスタンスは変わっていないですね。

(スポーツ生涯学習部長) その基本的スタンスは全く変わってございません。

(上原委員長) 私のほうからも何点か質問させていただきます。今までの図書館の利用者のアンケート調査ですとか図書館の評価ですとか、あるいは色んな関係の方々から色んな御指摘等がありまして、現状の図書館には様々な課題があるのだというように思います。その課題というものは、新たに出てきたものもあると思うのですが、長年積み重なった課題もあるのではないかと思います。そうすると、今までのそういう課題に対しての解決するための努力といいますかね、そういう対応というのはどのようにされておられたのか、これが第1点ですね。それからですね、もし、今回図書館の管理運営に関して、指定管理者制度を導入しなかったら、いくつかの課題を今お話ししましたけれども、そういう課題が、図書館の運営や機能は、どうなる見通しがあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。それから、もし導入するとしたら、仕様書の内容がキーポイントになるのではないのかと思います。相当ハイレベルな内容になるのではないかと思います。また、そうすべきではないかと思います。そういう点からいきますと、こちら側で求めるレベルを確保できない業者しか応募がなかったとき、私は指定管理者制度の導入を見送ることになると思うのですが、そういうふうには認識していいですか。もしその場合にですね、いなかった場合には、再募集をするのか。それと、仕様書の中には相当なレベルの高いものを盛り込むことになると思いますが、多くの課題があるわけで、そういう指摘された課題をどのようにして仕様書の中に盛り込んでいくのか。私ども釧路の図書館の視察に行ってきました。その時に伺



った話の中で大変興味を持った話があるのですけれども、「仕様書の中に自主事業による利益等の還元について明記をした。」という話をされました。図書館の設置目的がより効果的に達成するための自主事業なのですが、それを市教委の承認の基に実施できる旨を明記したのですね。この目的というのは、公立図書館として適切な自主事業を展開することで、図書館活動の活性化を促すことが目的になっています。そういう例からいきますと、もし導入するとすれば、行政サイドと業者との密接な連携が大変重要になってくるような気がするんですね。その連携の中で、協働でより良いサービスを提供すると、そのためのパートナーとしてお互いに運営していくことが大事ではないかなというふうに思います。そこで、どのような連携を取りながら協働のパートナーという関係を創っていくのか、その方法についてどう考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。それから、細かい内容ですけれども、指定管理者制度を導入した後、図書館を担当する市教委の職員体制、これをどのように考えておられるのか。それと合わせて、これも結構心配があったのですけれども、郷土資料いわゆる苦小牧の財産である歴史的文書があると思うのですが、こういうものの管理体制についてどのように考えておられるのか、この点をお聞きしたいと思います。それから最後になりますが、労働組合との対応についてです。私は今回の案件というのは、本来管理運営事項に当たるのだろうというふうに思っています。この場合には、労使交渉や団交とかそういうものは要らないのだろうと思いますが、協議は必要だと思いますけれども、ただ、この中で人事に関するものがあつた場合には組合との対応が必要になってくるというふうに思います。組合との対応について、どのように考えて対応されていられるのか、この点をお聞きしたいと思います。

(スポーツ生涯学習部長) 1つ目に、「今までの課題に対してどのような努力をしたか、その対応内容は。」ということですが、例えば、職員がシフト勤務を組むことによって、普通は役所の勤務時間は8時45分から17時15分ですが、けれども、終了時間が19時まで、それと土日においても勤務体制を組むシフト体制を組みながら、御要望にこたえてきております。それとあと、市民と協働した作品展示

などとか、市民参加を今まで推進してきております。それと、子どもの読聞かせ活動  
ですとか、それとブックちゃん事業、学校図書館との連携ですとか、図書館に入って  
すぐ左側にある子どもの読書環境をより良いものとするための子ども読書環境の整備  
ということで、そういった色々な取組を今まで行ってきております。それが主な取組  
というふうに考えております。2点目に、今ここで指定管理者制度を導入しなかった  
らどうなるかという見通しでございますが、皆さんも御存知の通り、民主党政権時代  
には若干交付税も少しは三位一体前に近いぐらいには戻ったのですが、また自民政  
権に変わりました、地方に対する地方交付税の削減ですとか、あと人員の削減、そう  
いったものが地方自治体に押し付けられております。このまま今の現状を維持しま  
すと、毎年、読書整備費18,000千円の予算の確保も難しく、今いる職員体制、全  
部含めて27名おりますけれども、それがどんどんどんどん削られていくことにより  
まして、シフトを組めなくなるために、勤務時間が7時迄とか土日5時までとかの開  
館時間がもっと短くなってしまおうという、直接市民に影響を及ぼすような状況に陥る  
ということが想定されます。3番目に、「導入するとしたら仕様書にハイレベルな内  
容を定めるだろうが、その要求するレベルに対して、それだけの能力を持たない業者  
しか応募しない場合はどうするか。」という御質問もございますが、その場合は指定  
管理者制度を導入いたしません。指定管理者制度は、議会に議決をいただきまして、  
年に1回しか選定委員会を開くスケジュール的な余裕もないものですから、1度駄目  
になりますと、その年度につきましては、直営で行います。次年度以降は、またそう  
いう業者があれば、再度募集という形になります。次に、仕様書に課題解決をどのよ  
うに盛り込んでいくかということでございますが、目標とする図書館像に対する取  
組、これらのことに対する項目をですね、具体的なものとして仕様書の中に、「こう  
いうことをやってください、市民サービスの向上のためにこういうことを考えてもら  
いたい、あと色んな自主的な事業を何か提案してください。」といったことを仕様書  
にある程度組み込んでいきたい。あと先程御質問であった、自主事業と利益還元につ  
いて、釧路市さんが明記をしていると、それともう1点、「密接な連携が求められる

が、パートナーシップをどのように確立していくのか。」という御質問でございますが、苫小牧市におきましても、自主事業においてある程度利益が見込まれ、内部留保できるぐらいの金額が出るものであれば、釧路市さんと同じように市民還元をさせていただきたいということで、それは明記してまいりたいと考えてございます。それと、業者と市とのパートナーシップでございますが、これにつきましても指定管理者制度は丸投げする制度ではございませんので、指定管理者制度を入れたとしても、指定管理者とボランティアの方と行政と、その三位一体でより良いパートナーシップを構築しながら市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。それと、市教委の職員体制と郷土資料の取扱いについてでございますが、指定管理者制度導入後の図書館を担当する教育委員会の職員体制でございますが、市教委に1名を専任職員として配置いたしまして、図書館業務の企画立案、政策的な事項につきまして、市教委の1名増員する職員に業務を行わせ、また、今年4月1日から指定管理者主幹という職を設けてございまして、そちらのほうでは、モニタリングの制度ですとか、指定管理者の日々の管理運営上における修繕ですとか、そういった問題については指定管理者主幹に担当させる、そういう体制で市教委としては指定管理者導入後におきましても図書館業務について施行していきたいと考えてございます。それと最後に、労働組合との対応でございますが、確かに委員長がおっしゃるように、指定管理者制度導入というのは管理運営事項であることから、本来であれば労使協議の問題なのでございますが、人の配置が伴うものですから、労使交渉ということで組合と協議させていただかなければならないと思っております。現在1回労使協議は開かせていただいている状況でございます。今後の見通しでございますが、組合との協議を進めさせていただき、できるだけ合意をいただきながら進めていきたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。それともう1点、郷土資料の管理でございますけれども、郷土資料の重要性については、充分認識してございます。閉架書庫の中にある、どこの都市にもない苫小牧独自の貴重な資料とかもございまして、そういった貴重な資料につきましては、間違えて廃棄されることのないように、博物館で保管、管理させ

ていただきたいと考えてございます。本来であれば郷土資料と行政資料は、1か所に収集して管理したほうが利用者のメリットは高いのですが、誤廃棄とかの問題もございますので、これだけは失えない貴重なものにつきましては、博物館で管理したいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

(佐藤郁子委員) 1番最初に伺いました、蔵書整備費の増額が12,000千円ぐらい増える、可能な額だということなのですが、その蔵書の内容なのですが、今どこでもそうだと思いますけど、図書館が狭隘化しているということで、紙媒体ではなくても電子、それから、情報通信化することによってレファレンスも随分変わってくると思うんですが、電子書籍への対応を検討するというふうに書いてあるのですが、今回の蔵書の整備費の中には、電子図書も入ると考えてよろしいかどうか。

(スポーツ生涯学習部長) 今おっしゃるとおり、これからの時代は、電子図書に対する対応が非常に重要になってくると思っておりますので、電子図書の蔵書整備費も考えての増額でございまして、御理解いただきたいと思っております。

もう1点、今回この制度導入に当たりまして、パブリックコメントを実施してございまして、4月26日から5月25日まで実施しました。締め切ってから郵送で届いたものが昨日ございまして、それで全部はちょっとまとめ切れてないのですが、一応大まかな内容をまとめさせていただきましたので、館長から内容につきましては御説明させていただきたいと思っております。

(中央図書館長) —「苫小牧市立中央図書館への指定管理者制度導入、開館時間の延長及び開館日の拡大に係る意見募集実施結果報告書」の説明—

(上原委員長) 御質問等ございますか。

(佐藤守委員) これはホームページで公開されるのでしょうか。

(スポーツ生涯学習部長) 先程申し上げましたように、全部がまとめ切れていないものですから、意見に対する回答とかを全て完璧に作りまして、来週頭にはホームページで明かしたいと考えてございます。

(上原委員長) 他にございますか。それではないようですので、この場合、ちょっと

委員長から申し上げたいと思うのですが、意見調整のために暫時休憩を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同「はい。」の声)

(上原委員長) それでは、暫時休憩いたします。

(上原委員長) それでは休憩を閉じて委員会を再開をいたします。ただいま、意見調整を行いました。特にとこのような御意見はございませんでした。そのような関係がありますので、議案第1号について、原案どおり決定することよろしいでしょうか。

(一同「はい。」の声)

—原案どおり承認—

## 第2号 幼稚園等における特別支援教育に関する訪問相談事業について

(丹野指導主事) —「幼稚園等における特別支援教育に関する訪問相談事業について」の説明—

(上原委員長) 質疑に付します。

(佐藤守委員) これは、幼稚園とか小学校との連携が大切だと思うのですが、幼稚園や小学校に対しての全体的な説明会は、御予定があるのでしょうか。

(指導室長) 小学校への説明につきましては、毎月行っております定例の校長会議等で周知を図りたいというふうに考えてございます。幼稚園等への説明については私立

幼稚園の協会に教育委員会から、こうしたお知らせをして、広く私立幼稚園に広めて
いただきますようお願いするというごさいます。
(佐藤守委員) 保育所も同じ形ですか。
(指導室長) そうです。失礼いたしました。
(佐藤郁子委員) 特別支援教育の範疇というか、今までは考えられなかったもの、その症状といいますか、症例といいますか、行動といいますか、そういうのも随分細分化されて随分広い範囲の中で、特別支援の対象になるお子さんが出てきたということ
は、私も色んなところで見聞きしているのですが、大きく分けて情緒の方の子どもさんが対象なのかと読んでいるのですが、幼稚園、保育所等にそれを見て判断する先生
方がいらっしゃるかと思うのですが、その先生が意見みたいなのを保護者の方におっしゃるのでしょけれど、その保護者の中でですね、「いや、そんなことはないだろう。」というふうなお考えの方もいるように私は聞いているのですが、そういう場合
ですね、その訪問要請書のところの形はこれから随分変わっていくことあるかと思うのですが、保護者に対するケアといいますか、そういうことはお考えになって
るのかどうか。幼稚園に通っている園児さん、それから保育園に通っているところ
と、その先生達の中で1つの形ができると思うのですが、こういうのはその子とその保護者の意見の違いというのも多分出てくると思うんですが、そういう場合はどの
ように調整していくのか、また不安でもありましようし、相談したいのは親御さんの
ほうが多いのではないだろうか、と先程もいいましたけど、随分細分化されましたので、以前はそのしつけが悪いですとか、その程度のものが特別支援の中で、その範疇
に入りますよといわれると、やはりなかなか納得できないと、そういう方もいらっしゃるだろうと思うので、その辺のところの説明の仕方ですね、今、佐藤守委員からも
出たように、説明するときどのような説明をしていくのか、というところも教えて
いただければと思います。
(学校教育部長) 今回の計画の中でも、「訪問者」の中に幼稚園教諭がありますが、
4月からはなぞの幼稚園の学級減ということで、総務企画課に幼稚園教諭が1人張り

付いて、今年度から、私立幼稚園との連携、それから、こういった事業に関わるということで、総務企画課に1人張り付けております。この教諭は、はなぞの幼稚園でこういった経験を積んでいて、この教員から聞いているのは、そういう場合の保護者の説得というのは、この点理解いただくのが1番難しいとのことでございます。この程度の障害の場合、特に保護者に御理解いただくのが1番難しいと事案だというふうに聞いておりますので、こういう幼稚園教諭のノウハウというものを私立幼稚園なり保育園なりの先生方とこういう形で進めてまいりたいと思います。

(植木委員) いわゆる小1プロブレムといわれるような事例がですね、かなりの頻度で出ているのは現実だと思うのですよね。その中で、保護者の方もそうですけども、1番困っているのはやはり子どもですので、その子どもにどう対応するかというのが、大変重要なことだと思います。したがって、このような相談というのは、かつても学校と保育所、学校と幼稚園で個別の幼児については実施していたのですけれども、的確ではなかったという事例もたくさんあったというふうに私は思っていますので、委員会が中心になって学校現場と密接に相談されるような体制を執るといふことは素晴らしいことだだと思いますので、是非充実していただきたいなと思います。

(上原委員長) 要望ということでもいいですか。

(植木委員) はい。

(上原委員長) 他にございますか。それでは質疑がないようですので、原案どおり決定することよろしいでしょうか。

(一同「はい。」の声)

—原案どおり承認—

第4号	苦小牧市文化交流センター運営協議会委員の委嘱について
第5号	教育委員会職員の処分について（諮問）
	（上原委員長） 議案第3号から5号までに関しても、人事案件でございますので、教育委員会会議規則第21条の規定により秘密会としたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	（一同「はい。」の声）
	－原案どおり承認－
5	協 議
	な し 。
6	そ の 他
	（1）新大成児童センターへの指定管理者制度導入について
	（青少年課長） 「新大成児童センターへの指定管理者制度等導入について」と「新大成児童センターへの指定管理者制度導入にかかる説明会及びパブリックコメントの報告について」の説明―
	（上原委員長） 質疑に付します。
	（佐藤守委員） 放課後児童クラブの関係だったのですが、指定管理者制度に児童



センターがなくなっていく中で、小学校22箇所はそのまま放課後児童クラブを継続して
いくと思うのですけれども、その場合に、横のつながりというんですかね、それとか
施設的な違いが、民間委託になったことによって、すごい差ができるのではないかな
と思うのですけれども、そのへんの懸念はないのかどうか。それから、パブリックコ
メントの中で、「運営協議会に関することは指定管理者の業務とします。」というこ
とになっているのですけれども、運営協議会というのは、その地域の方々に参加してい
ただいて、作られていくと思うのですけれども、指定管理者の方々というのは、そう
いった地域との関わり合いを図ることができるのかどうか。3つ目が、パブリックコ
メントの中で、「積極的に他の施設運営を見学してもらい継続したノウハウを確保し
てもらおう予定です。」と書いてあるのですけれども、指定管理者を決める段階でそうい
ったノウハウを持った人を指定管理者として指定するのではないかと思うのですけれ
ども、その辺はどう考えられているのか。この3つをお願いしたいと思います。
(青少年課長) まず1つ目の放課後児童クラブとの違いということなののですけれども
も、実は今現在も、学校のクラブと児童センター内のクラブとは運営が異なざるを得
ない状況でございます。今回、児童センター内の放課後児童クラブにつきましては、
業務委託ということになりますので、他の児童センターと同じような運営をしていく
ような形でいきたいと思います。次に、運営協議会についてでございますけれども、
今現在、7児童センターにおいて、運営協議会を実施しております。地域の町内会の方、
それから市民児童委員の方、それから地域の青少年部の方に関わっていただきま
して、行事等の計画であるとか、あるいは、実際行事にお手伝いに来ていただくとい
うことでやっております。既に大成児童センターの運営協議会の総会が終了したところ
でございますけれども、新しい大成児童センターにつきましても、引き続き関わり
をお願いしたいということをお願いしております。運営協議会につきましては、会議
の招集でありますとか、事業の周知でありますとか、お願いでありますとか、そうい
ったようなことを指定管理者をお願いするようになると思いますので、この間につき
ましましては、指定管理者であっても、引き続き継続していくと考えております。次に、

他の施設運営について、もう既にノウハウを持った業者を選ぶのではないかというような指摘がありますけれども、今回のこの意見につきましては、今現在の市のノウハウというような形での御質問であったものですから、当然、指定管理者の持っているものプラス市の施設でのノウハウのいいところを是非続けていってもらいたいということでございます。

(上原委員長) 単純な質問を1つ。児童センターは児童福祉施設であり、満18歳未満まで利用できることになっているが、本市では中学生までの利用としている。なぜ中学生までの利用だったのか。最初から高校生等を含めてやっていたら、新たにこういうことが生じないのではないかと思うんですが、ここにきて高校生等の利用が必要になっているということについては、なぜでなんででしょうか。

(青少年課長) なぜ中学生までということでございますけれども、開館時間が5時までということと、利用する部屋が限られている中で低学年から中学生あるいは高校生まで一緒のところでは活動すると安全が図れないといったところ、それと時間の問題ということで、中学生までとさせていただいております。国の施設整備の考え方であるとか、あるいは、今後このような整備をなささいという方針があるのですけれども、やはり中高生の利用について、施設整備をした部分については加算があるか、あるいは今後のことも考えられると思うのですけれども、中高校生の利用について奨励というようなことで示されております。さらに、他の道内の他の施設におきましても、新しい施設を設置するところは数市ではあるのですけれども、高校生の利用、それも単に利用させるのではなくて、高校生・中学生が自ら企画をして色々な行事等を計画をしていくというような利用のさせ方をしておりますので、是非苦小牧においても、そのようなことを考えていきたいと思っております。

(上原委員長) はい、分かりました。他にございますか。それでは、他に質問等がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

7 委員会閉会の宣言（上原委員長）…16時55分